



平成 30 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 ネ オ ス 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 池 田 昌 史  
(コード番号：3627 東証第1部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 黒 尾 哲 雄  
(TEL. 03-5209-1590)

(訂正)「当社の従業員並びに当社子会社の取締役に対する  
ストックオプションとしての新株予約権の発行に関するお知らせ」の一部訂正について

本日公表いたしました「当社の従業員並びに当社子会社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の発行に関するお知らせ」の一部に訂正すべき事項がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

(訂正前)

3. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容

(2) 新株予約権の数

700 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株 とする。ただし、上記(1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 3 年を経過した日より、新株予約権の割当日の翌日から 3 年 を経過する日までの期間で当社取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(訂正後)

3. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容

(2) 新株予約権の数

700 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株 とする。ただし、上記(1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 3 年を経過した日より、新株予約権の割当日の翌日から 6 年 を経過する日までの期間で当社取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

以 上